

「（仮称）熊本広貝山風力発電事業計画段階環境配慮書」 についての熊本県知事意見

「（仮称）熊本広貝山風力発電事業計画段階環境配慮書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- （１）事業実施想定区域は、水源かん養保安林に指定されており、事業実施の際に伐採されると森林の機能が低下する可能性があるため、十分に配慮した計画とすること。
- （２）熊本県南部地域では、本事業以外にも風力発電事業が計画されているため、他の事業計画についての情報収集を行い、相互の事業が及ぼす影響等を勘案すること。

[大気環境]

〈騒音・振動〉

- （１）配慮書では、既設道路拡幅検討区域を除いて検討がなされているが、拡幅工事を実施する場合は工事による騒音・振動が発生する可能性があるため、適切な現地調査を計画すること。

[水環境]

〈水質〉

- （１）事業実施想定区域の下流域には多良木町の最重要な水道資源である宮ヶ野川が存在し、五木村側には水遊びやヤマメ釣りのスポットとして親しまれている下梶原溪谷があるため、工事の実施によりこれらの水環境に影響を及ぼさないよう十分に検討すること。

[その他の環境]

〈風車の影〉

- （１）風車の影について、予防原則の立場から、海外の指針を含めて多方面からの検討を行うこと。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 事業実施想定区域周辺に生息する動物や家畜に対し、低周波音や風車の影がどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価する必要があるか検討すること。

〈鳥類〉

- (1) 鳥類は行動範囲が広く、熊本県南部地域において複数の事業者による風力発電事業が実施されることとなった場合、バードストライクの発生が懸念されることから、必要に応じて専門家に意見を求め、十分な調査を行うこと。

〈植物等〉

- (1) 配慮書では植物や昆虫に関する専門家等ヒアリングが実施されていないため、方法書において実施する必要があるか検討すること。

〈生態系〉

- (1) 事業実施想定区域内に五木五家荘県立自然公園の普通地域が存在しており、第2種特別地域が隣接する状況にあることから、これらの地域の生態系に与える影響を十分に調査・予測・評価すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 事業実施想定区域に「アポロ峠展望所」が存在することから、主要な眺望点に追加し、景観に関する調査・予測・評価を行うこと。
- (2) 主要な眺望点の予測結果において、景観的に気になり出す可能性のある垂直見込角 1.5° 以上の地点があることから、景観に配慮した計画とすること。

〈景観及び人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 湯前町から人吉市に至る球磨川サイクリングロードについて、ルート上の公園等の地点から事業実施想定区域をよく見渡せる可能性があるため、景観や人と自然との触れ合いの活動の場の観点からの調査、予測、評価が必要でないか検討すること。